

# 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について

## 1. 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基き定められ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2. 主な改正の内容

①母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。）が昨年9月に成立、本年3月1日から施行されることに伴い、基本方針について所要の改正を行う。

（具体的内容）

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、同特別措置法が成立した旨等を加える。

- 第1母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの(2)父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

- 第2母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。

- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。

- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加える。

- ・ 母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加える。

- その他所要の改正を行う。

②平成22年8月に施行された児童扶養手当法改正法附則第5条の検討規定に基づき、ひとり親施策の検討を行うことを踏まえ、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間を平成26年度までの7年間に改める。

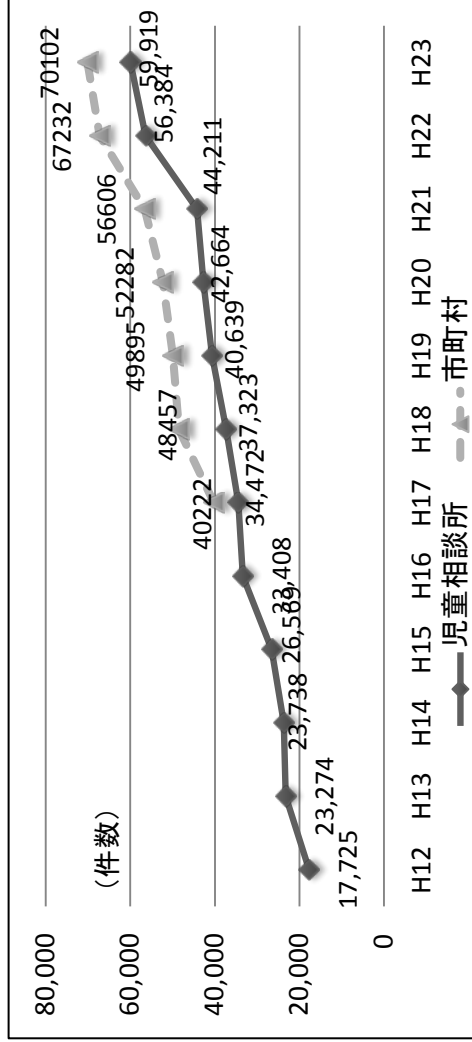
3. 適用日 平成25年3月1日（予定）

# 児童虐待の現状と対策

## 【 現 状 】

### ○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成23年度の虐待対応件数は59,919件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の5.2倍



### ○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成22年度 82例98人)

報告年度	第1次報告	第2次報告	第3次報告	第4次報告	第5次報告	第6次報告	第7次報告	第8次報告														
期間	(H15.7.1~ H15.12.31)	(H16.1.1~ H16.12.31)	(H17.1.1~ H17.12.31)	(H18.1.1~ H18.12.31)	(H19.1.1~ H20.3.31)	(H20.4.1~ H21.3.31)	(H21.4.1~ H22.3.31)	(H22.4.1~ H23.3.31)														
虐待死	24	48	51	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37				
心中	-	24	5	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	-				
計	24	72	56	118	117	117	142	128	109	159	151	142	137	127	105	114	82	-				
例数	24	72	56	118	117	151	142	127	109	159	151	142	137	127	105	114	82	-				
人数	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98

## 【 必要な施策の推進 】

- 第8次報告を踏まえた対応について
  - ・ 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援
  - ・ 児童虐待防止等のための医療機関との連携強化
- 児童相談所・市町村の虐待防止対策について
  - ア 児童相談所の体制強化等について
    - ・ 児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
    - ・ 措置解除後の児童の安全確保の徹底
    - ・ 親権に係る制度の活用
    - ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業や安心子ども基金を活用した児童の安全確認、法的・医療的な体制強化
  - イ 市町村における虐待防止対策について
    - ・ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進
    - ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化
    - ・ 市町村対応窓口や要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の確保

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応機関の体制の充実

- 児童相談所と市町村における体制整備
- 児童相談所と市町村における専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化
- 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働
- 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進
- 近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応窓口の体制整備の充実

- 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進
- 要保護児童対策地域協議会の活用の促進
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働
- 地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進

国への提言

## 児童虐待防止における児童相談所・市区町村と 医療機関との連携強化について

○平成24年11月30日付けで「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を都道府県市に通知。

都道府県市に対し、虐待が疑われる家庭や養育支援を特に必要とする家庭の支援のために医療機関との積極的な連携及び情報共有を推進すること、臓器提供に係る児童について児童相談所の関与の有無等の照会があった場合の対応に備えること等を要請。

○医療機関の主な役割や具体的な取組については以下のとおり。

### 医療機関の主な役割

◎医療機関は、児童相談所や市区町村に養育支援が特に必要な家庭の情報提供や虐待に関する通告を行い、支援につなぐ。

- ・ 子どもだけではなく、親の状況にも着目する必要。
- ・ 小児科のほか、産科や精神科、歯科等の役割も重要。

◎児童相談所や市区町村と情報を共有し、支援方針等を検討、連携して必要な支援を行う。

#### 発生予防

○養育支援が特に必要な家庭(要支援児童、特定妊婦)の情報提供等

#### 早期発見・早期対応

○虐待があったと疑われる子ども、虐待を受けた子どもの通告等

#### 支援

○虐待による身体的・精神的問題の評価・治療  
○治療を通じた見守り(養育環境の把握など)等

※守秘義務と個人情報保護との関係

児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に必要かつ相当な範囲で行う「情報提供」や、児童相談所や市区町村への「通告」は、正当な行為や第三者提供禁止の除外規定に該当し、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

### 医療機関の具体的な取組

○市区町村の要保護児童対策地域協議会に参加することや児童相談所・市区町村と連携した対応をとること。

- ✓ 平素からの連携・情報共有(情報提供するケースの目安や虐待が疑われる場合の対応などについて認識を共有)。
- ✓ 支援につなげるべきケースの情報提供、通告。
- ✓ 個別ケースへの支援(個別ケース検討会議で支援方針、役割分担を協議し、連携して支援)。
- ✓ 要保護児童対策地域協議会に参加できない場合(広域から患者が受診する医療機関等)は、近隣の市区町村等と個別ケースに関する情報提供・共有の枠組みづくりに協力すること。

○個別ケースにおいて、患者本人等から「診療情報」等の個人情報の提供等を求められた場合の取扱いについて児童相談所・市区町村と協議しておくこと。

○児童相談所・市区町村の虐待対応の調査に協力すること。

○医療機関内の虐待対応の体制を整えること。

# 安心こども基金における児童虐待防止対策緊急強化事業の整理について

## 内 容

平成24年度補正予算案の編成に当たって、これまで安心こども基金で実施してきた児童虐待防止対策緊急強化事業について、当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業と各年度の補正予算により、基金事業として限定的に実施していく性格の事業の整理を行い、各地方自治体で今後とも継続的に実施されるべき事業について、平成25年度予算案に所要の経費を計上。

### ① 児童の安全確認等のための体制強化 → 当初予算化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

### ② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発 → 当初予算化

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

### ③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上 → 当初予算化

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

### ④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善 → 基金事業として存続

備品の整備、児童の指導記録作成・管理のためのシステム環境の構築

### ⑤ 児童虐待防止対策緊急対応強化の取組 → 基金事業として存続

児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

# 妊婦健康診査の公費助成に関する財源の見直しについて

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていた残りの9回分について、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援してきたところ。

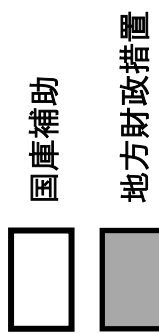
※平成20年度2次補正:790億円 平成22年度1次補正:111億円 平成23年度4次補正:181億円 (基金総額:1,082億円)



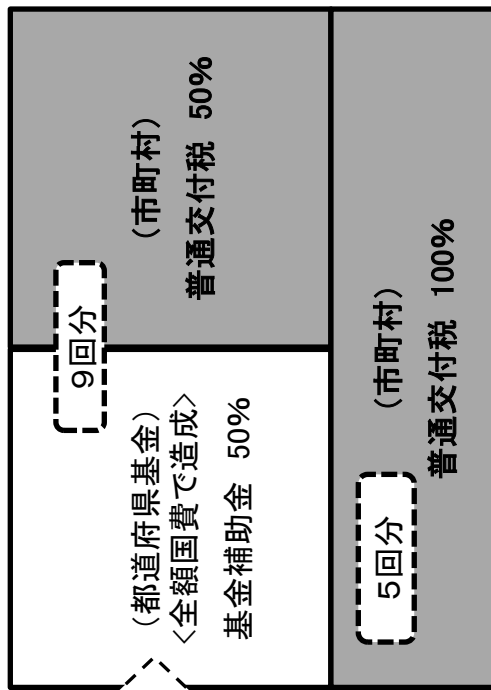
妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により基金事業の延長を重ねてきたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行

＜参考＞

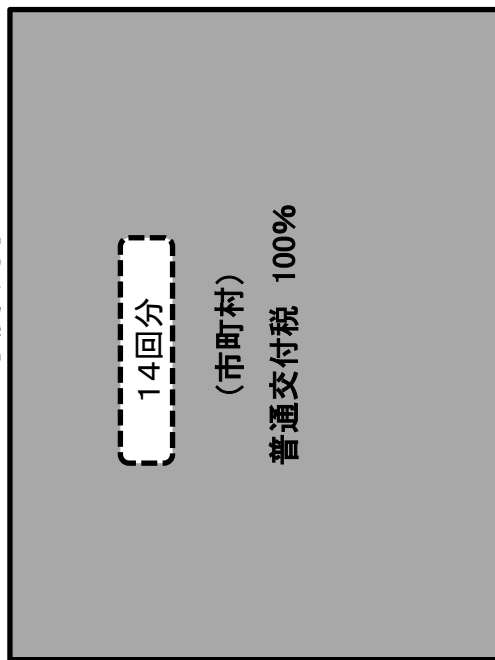
3大臣合意(平成25年1月27日)に基づき、  
恒常的な仕組みへ移行  
(一般財源化)



＜H24年度まで＞



＜H25年度以降＞



## 平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる 地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成25年度において新たに生じる地方増収分並びに平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

(1) 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。

(2) 平成25年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成24年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。

(3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。

(4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522億円)。

① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。

② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。

(5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364億円)。

平成25年1月27日

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

# 「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」（概要）

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年1月）

## 第1 支援の推進に関する基本的考え方

- 小児慢性特定疾患治療研究事業については、昭和49年度の制度創設以降、数次に亘る見直しにより支援施策の充実を図り、慢性疾患を抱える子どもの健全育成に貢献してきた。
- 慢性疾患を抱える子どももの健全育成を一層推進するためには、以下の取組が必要。
  - 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築
  - 小児慢性特定疾患対策の研究の推進と医療の質の向上
  - 慢性疾患を抱える子どももの特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実

## 第2 支援の在り方の課題と方向性

### I. 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築

- ① 医療費助成の意義・在り方
  - ▶ 慢性疾患を抱える子どももの健全な育成を図るため、治療研究に加え、福祉的な目的を併せ持つ、より一層安定的かつ公平な仕組みに
- ② 医療費助成の対象者の考え方
  - ▶ 状況の変化に応じて、評価・見直しを公開の場で実施
- ③ 医療費助成の申請・認定の在り方
  - ▶ 公平・公正な認定審査体制の構築
  - ▶ 申請手続きの負担軽減（身近な窓口）
- ④ 給付水準の在り方
  - ▶ 他の医療費助成制度との均衡に留意しつつ、負担能力に応じた適正な利用者負担

### II. 研究の推進と医療の質の向上

- ① 指定医療機関の在り方
  - ▶ 医療アクセスの良さと、医療の質の確保という両面から検討
- ② 医療体制の強化
  - ▶ 小児中核病院や地域小児医療センターなどが情報発信・研修を実施
  - ▶ 地域の各医療機関や保健所等の関係機関の連携体制を構築
- ③ 研究の推進
  - ▶ 登録管理データの精度の向上
  - ▶ 難病患者データ等他の関連データとの連携を可能とする仕組みを構築
  - ▶ 健全育成に役立つ研究の充実を図り、患者・国民に成果を還元

### III. 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・家族への地域支援の充実

- ① 普及啓発の推進
  - ▶ 様々な関係者がそれぞれ必要な情報を容易に入手できるような体制を整備
  - ▶ 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築
- ② 地域における総合的な支援の推進
  - ▶ 子どももの特有の事情に配慮し、成長の過程に対応した支援施策（療育、学校生活、自立、家族を支える支援）を充実
  - ▶ 支援機関のネットワーク体制を構築し、地域支援を円滑に実施
- ③ 小児慢性特定疾患児手帳の充実
  - ▶ 健康管理、緊急時の対応に有効であるため、必要な情報を関係者が共有でき、活用できるような内容を充実
- ④ 切れ目の無い支援の在り方の検討
  - ▶ 成人後に必要な支援が受けられるよう、切れ目のない支援の在り方を検討（難病に係る諸施策への成人移行についての検討を含む。）



# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について

〈平成24年度まで→平成25年度までに延長〉  
(平成24年度補正予算案での「安心子ども基金」の延長関係)

## 1. 事業概要

- 在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。
- このため、平成21年度補正予算により、安心子ども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体(都道府県及び市)の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。
- 平成24年度補正予算案により、本事業の実施期限を平成25年度訓練開始分まで延長する。(25年度に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成27年度末まで対象とする。)

## 2. 実施状況

- 実施力所数 45都道府市区(実施予定含む)(平成25年1月現在)
- 平成25年度までは、更に新規の開始も可能であり、引き続き取り組みを推進

〈発注企業等〉



業務開拓



都道府県・市(委託可)



受発注



〈ひとり親、寡婦、障害者、高齢者〉

スキルアップのための訓練



請負



# 面会交流支援事業

## 【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
  - 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものことから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
  - 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

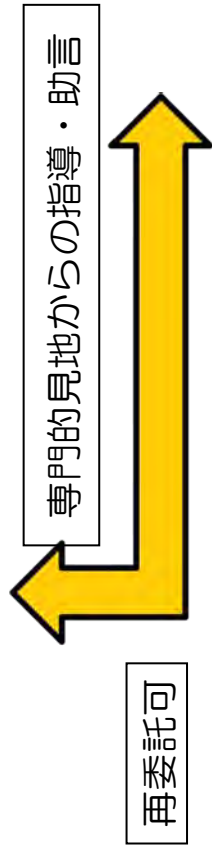
【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【25年度予算（案）】母子家庭等対策総合支援事業（9,734百万円）の内数

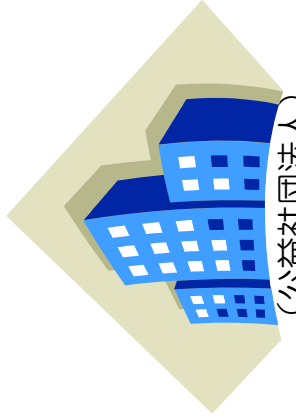


事業実施主体：  
都道府県・指定都市・中核市  
（母子家庭等就業・自立支援センター）  
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、  
場所の斡旋、アドバイスなど



（公益社団法人）

家庭問題情報センター 等

# 学習支援ボランティア事業について

## 【事業内容】

- ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、充分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。
  - このため、ひとり親家庭の児童等の学習等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。
  - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」の中のメニューとして実施

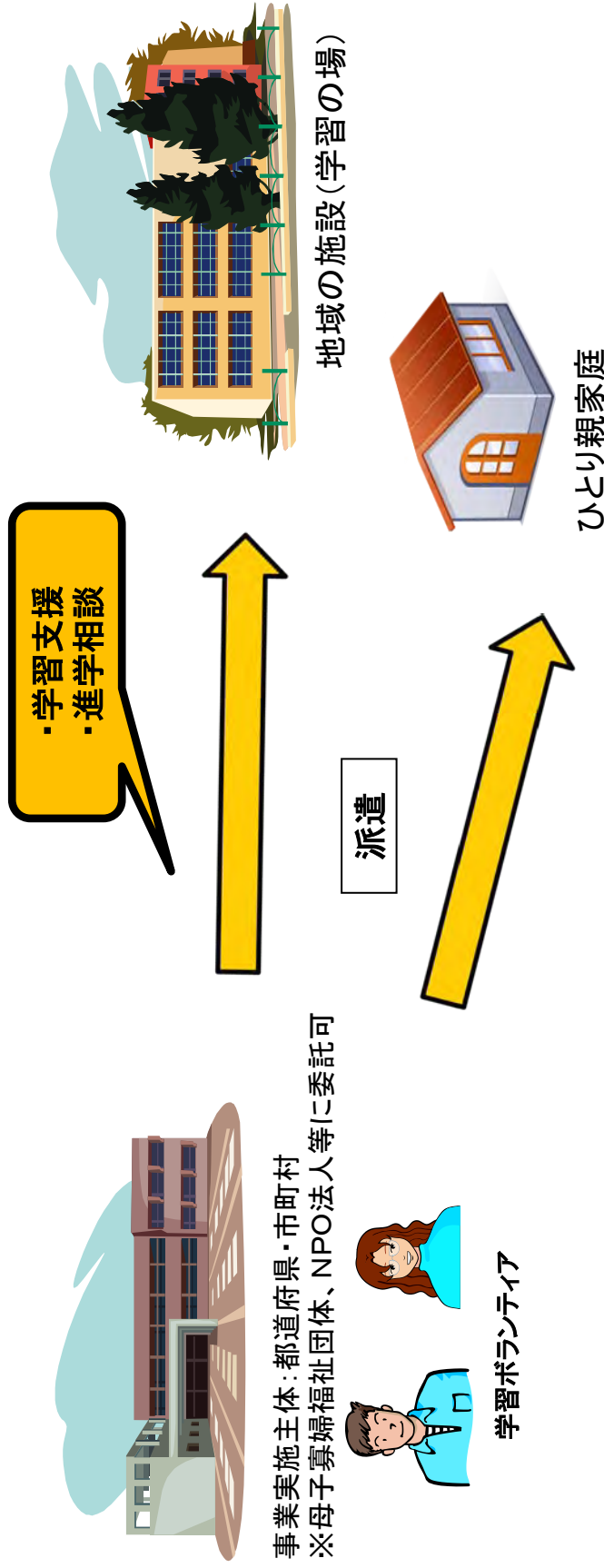
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【25年度予算（案）】母子家庭等対策総合支援事業（9,734百万円）の内数



# 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

## (1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進について

- 婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数の全体に対する割合は、平成23年度は27,453人(全体の34.1%)であり、前年度(28,272人、全体の33.0%)に比べ増加。
- 婦人相談所及び婦人保護施設において、次のような取組を推進
  - ・心理療法担当職員及び同伴児童ケアを行う指導員の配置
  - ・休日・夜間電話相談事業、職員等の専門研修、夜間警備体制の強化、弁護士等による法的対応支援、専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保等
- さらに、市町村、民間支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図り、DV被害者等の安全確保・支援の充実に一層の取組を推進
- 平成23年度からは、次の事項を実施
  - ・職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修(国が主催)
  - ・恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象
  - ・母子生活支援施設において、特に支援が必要と認められる妊産婦を一時保護委託の対象
- 平成24年度からは、次の事項を実施
  - ・婦人保護施設における同伴児童が小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金の支給
  - ・地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部の措置費への算定
  - ・児童扶養手当について、配偶者からの暴力(DV)被害者は、これまで1年以上父等から養育放棄等されていることを要件としていたが、平成24年8月の政令改正により、父等が裁判所から保護命令を受けた場合には、直ちに支給対象とする

## (2) 人身取引被害者の保護について

- 婦人相談所等が保護した女性は343名(平成13～23年度)
- 「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定)や「人身取引事案の取扱事案(被害者の認知に関する措置)について」(平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、人身取引被害者の把握や被害者の適切な保護・支援を実施
- 「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」(平成23年7月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を基に、被害者の把握と適切な保護に努めることが必要。
- このため、婦人相談所及び婦人保護施設では、警察、入国管理局、大使館、IOM(国際移住機関)等の関係機関との緊密な連携を図りながら、①母国の文化を尊重した日常生活場面での支援、②医師の診察や医療費の補助等による健康支援、③必要に応じて弁護士等による法的対応支援、④心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア、⑤専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保により、被害者の立場に立った適切な保護・支援が必要。

事務連絡  
平成21年12月22日

都道府県  
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課育成環境係  
TEL03-5253-1111 内7905、7910

# 平成25年度保育対策関係予算(案)の概要

(平成24年度予算) (平成25年度予算案)  
4, 304億円 → 4, 611億円 (+307億円)

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図る。

- 民間保育所運営費 4, 256億円
  - ・待機児童解消のための保育所の受入れ児童数の拡大(約7万人増)に伴う運営費の増。
- 待機児童解消促進等事業費 31億円
  - ・家庭的保育事業(保育ママ) 等
  - 利用児童数 1万人 → 1. 3万人
  - 開設準備経費の新設
- 延長保育促進事業 225億円
  - ・58. 0万人分 → 60. 2万人分
- 病児・病後児保育事業 48億円
  - ・延べ143. 7万人 → 延べ171. 8万人
- 休日・夜間保育事業 8億円
  - ・休日保育事業 10万人 → 11万人
  - ・夜間保育推進事業 224か所 → 252か所
- その他の保育の推進 41億円
  - ・事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

## (参考) 24年度補正、予備費による支援

平成25年度予算案での事業の他、安心こども基金において以下の事業を実施。

### 1 待機児童解消のための保育士の確保 [24年度補正予算: 438億円]

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を実施する。